

東日本大震災無料法律相談 情報分析結果 (第 4 次分析)

日本弁護士連合会
2012 年 3 月

第1 無料法律相談情報分析の概要

1 法律相談内容の分類について

弁護士が実施した無料法律相談の相談内容は、以下の24個に分類している。

相談担当弁護士が相談時に作成した相談票の記載を参考に、全件について、相談集計担当の弁護士が再分類したものである。

(1) 不動産所有権（滅失問題含む）

- ・主として土地及び建物の毀損に関する所有権問題、滅失登記や権利証の紛失等を分類。
- ・滅失等した住宅のローンの問題については（9）に分類。
- ・毀損した不動産による近隣土地所有者等との損害賠償、妨害排除請求権等の問題については（6）に分類。
- ・毀損した住宅等に対する行政給付の問題については（12）に分類。
- ・新築建物完成後引き渡し前、不動産売買契約後引き渡し前の目的物滅失による危険負担に関する問題については（20）に分類。

(2) 車・船等の所有権（滅失問題含む）

- ・主として車・船舶等の毀損に関する所有権問題、保管中の車の損壊をめぐる損害賠償問題等を分類。
- ・滅失した車・船舶等のローン、リースについては（9）に分類。
- ・車等の損害保険については（11）に分類。

(3) 預金・株等の流動資産

- ・預金通帳、有価証券等の滅失等の問題を分類。

(4) 不動産賃貸借（借地）

- ・土地の賃貸借契約に関する問題を分類。

(5) 不動産賃貸借（借家）

- ・建物の賃貸借契約に関する問題を分類。

（モデル相談事例）

- ・「津波で借家が全壊して住めなくなったが家賃を払い続ける必要があるのか」
- ・「地震で壁にヒビが入ったが、大家と借家人のどちらが修繕する義務があるのか。費用援助は」

- ・「まだ使える・住める状態だが、建て替え費用がないから退去を求められているが妥当か」
- ・「建物全壊で退去する場合の敷金は。立退料は貰えるか」

(6) 工作物責任・相隣関係（妨害排除・予防・損害賠償）

- ・土地建物の損壊による工作物責任（損害賠償）問題、集合住宅の水漏れ等に関する損害賠償問題、その他相隣関係等の問題を分類。

（モデル相談事例）

- ・「地震で自宅の屋根瓦が落下し、隣家や隣家の壁や自動車を損壊したが、損害賠償責任を負うのか」
- ・「商店の壁が崩れてパーキングに駐車していた自動車が損壊したが、誰かに損害賠償請求できるのか」
- ・「マンションの上階から水漏れがあった場合の責任関係はどうなるのか」

(7) 境界

- ・境界の損壊に関する費用負担、境界の確定等の問題を分類。

(8) 債権回収（貸金、売掛、請負等）

- ・債権回収に関する問題を分類。

(9) 住宅・車・船等のローン、リース

- ・住宅・車・船舶のローン、リース等に関する問題を分類。

（モデル相談事例）

- ・「津波により自宅の土地建物が流されてしまった。職場も失ったので住宅ローンが支払えない。再建の支援はないのか。既存の債務は破産しない限り残ってしまうのか」
- ・「原子力発電所事故等で避難指示を受け、住めなくなった住宅の住宅ローンも支払う必要があるのか」

(10) その他の借入金返済

- ・(9) 以外の借入金に関する問題を分類。

(11) 保険

- ・損害保険（火災保険、地震保険、自動車保険）、生命保険、共済等に関する問題を分類。

(12) 震災関連法令（公益支援・行政認定等に関する法解釈等）

- ・被災者生活再建支援法、生活保護の受給、災害救助法等の震災関連法令の適用・法解釈、義援金の受領、仮設住宅や行政の各種認定に関する法解釈に関する問題等を分類。

（モデル相談事例）

- ・「被災者生活再建支援金をもらうにはどういう手続が必要か。罹災証明はどういう場合に取得できるのか、どこで、どうやって取得するのか」
- ・「借家に住んでいる場合でも罹災証明書を取得して生活再建支援金が取得できるのか」
- ・「家計を別にしている親夫婦と、住民票の記載だけをみて同一世帯と認定されて支援金・義援金が一世帯分しかもらえないのは納得がいかない」
- ・「何十年も一緒に生活してきた唯一の親族である兄弟が地震で亡くなったのに災害弔慰金は兄弟に出ない法制度になっているのは納得がいかない」（当時）
- ・「支援金や義援金をもらおうと生活保護が打ち切られるという説明を行政から受けたが本当か」

(13) 税金

- ・税金に関する問題を分類。

(14) 新たな融資

- ・新たな融資制度、融資に関する震災関連法令の適用、解釈等に関する問題を分類。

(15) 離婚・親族

- ・震災に関連する親族間の問題、後見制度等に関する問題等を分類。

(16) 遺言・相続

- ・遺言、相続、失踪宣告、認定死亡制度等に関する問題を分類。

（モデル相談事例）

- ・「家族や親戚が何人も亡くなったが、相続人は誰なのか。行方不明者がいる場合には手続はどうすればいいのか。行方不明の家族の死亡届を出すべきかどうかで家族でも意見が分かっている」
- ・「家族が亡くなってから3ヶ月間何もしないでいると、借金も相続してしまうので、相続放棄が必要だと聞いた。しかし、そもそも亡くなった家族にどんな資産があるのか、津波にさらわれた地域の不動産の評価はどうか、はっきりしない。相続放棄したらよいかどうかの判断が出来ない」
- ・「遠方の相続人と義援金や支援金の配分で紛争になりそう。しかし、津波で全てを失って、

交通手段もなく、裁判所に出頭しての手續などとてもできない」

(17) 消費者被害

- ・震災に関連する消費者被害に関する問題を分類。

(18) 労働問題

- ・雇用契約に関する労使の問題、雇用保険等の問題を分類。

(19) 外国人

- ・外国人特有の問題を分類。

(20) 危険負担・商事・会社関係

- ・会社及び事業者等に特有の問題、売買契約における目的物の滅失等に際しての危険負担の問題等を分類。

(21) 刑事

- ・刑事事件に関する問題を分類。

(22) 原子力発電所事故等

- ・原子力発電所事故等に関する問題を分類。

(モデル相談事例)

- ・「いつ戻れるのか、その間の休業補償などはあるのか。放射線量が高い地域の土地や家屋の評価はどうなるのか」
- ・「役場ごと別の市町村に移転してしまった。どこでどういう手続をすれば今後の情報が来るのか全くわからない。どうしたらいいのか途方に暮れている」
- ・「補償の範囲はどこまでか、避難指示等は受けていないが、子どものために県外に避難してきた場合は補償されないのか。請求のやり方も複雑で分からない」
- ・「政府や電力会社が出している指針や基準について詳しく解説して欲しい。納得のいかないう点についてはどうやって争ったら良いのか」

(23) その他

- ・(1) ～ (22) には、直ちに該当しない相談内容を分類。
- ・たとえば、住宅に付随する給湯器の損壊等に関する問題等を分類。

(24) 震災以外

- ・震災とは無関係あるいは関係が希薄な相談内容を分類。

2 分析対象

第4次分析の分析対象は、全 35335 件の法律相談結果である。ここには、日本弁護士連合会及び各弁護士会が日本司法支援センターと協力して実施したもの、弁護士個人が実施したもの、弁護士が他の組織やボランティアと連携して実施したもの等が含まれている。

但し、原子力損害賠償支援機構や各地の弁護士等による法律相談など、当初から原子力発電所事故等に起因する損害賠償の問題に特化している相談の実績は含まれていない。

なお、以下はあくまで分析対象となった相談期間（データベース化できた相談期間）を示したものであり、実際の相談実績とは異なる場合がある。

表1は、主な法律相談窓口の概要をまとめたものである。

表1 主な法律相談窓口の概要

主な法律相談窓口	相談形態	分析対象期間
日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会	電話	2011.03.23～11.18
岩手弁護士会	電話	2011.03.22～10.31
岩手弁護士会	面談	2011.03.29～10.31
仙台弁護士会	電話	2011.03.23～10.07
仙台弁護士会	面談	2011.03.26～12.06
福島県弁護士会	電話	2011.03.29～12.05
福島県弁護士会	面談	2011.04.02～11.29
茨城県弁護士会	電話	2011.03.28～07.29
千葉県弁護士会	電話	2011.04.04～04.10
千葉県弁護士会	面談	2011.08.20～10.08

注：上記は弁護士による相談のうち特に主要な相談窓口を列挙したものである。また、分析対象期間と実際の相談時期とは必ずしも一致しない。

3 法律相談件数と法律相談内容の関係

1 件の法律相談につき、最大で3つまでの法律相談内容に分類している。

即ち、法律相談件数は1件であっても、内容が異なるものが複数含まれる場合には、2つまたは3つの法律相談内容に分類している（これは、質問紙調査にたとえていえば、複数

回答式の質問文に相当する)。こうした分類を行うのは、実際の法律相談は1つの内容のみで構成されるとは限らないからである。以上から、各法律相談内容の割合を合計しても100パーセントにはならないという点に留意されたい。

表2は、法律相談件数と法律相談内容の関係をまとめたものである。

表2 法律相談件数と法律相談内容の関係

	N	%
1件の相談について、1つの内容に分類した件数	29338	83.0
1件の相談について、2つの内容に分類した件数	5176	14.6
1件の相談について、3つの内容に分類した件数	681	1.9
相談内容が無回答・不明の件数	140	0.4
合計	35535	100.0

注：小数点を四捨五入したため、合計が100.0%にならない。

分析対象となっている各県や各市区町村の相談件数（N）については、それぞれの地域の図・表等を参照頂きたい。なお、相談内容が無回答・不明のケースについては、原則として、分析から除外している。

3 住所の表記の意味について

本紙で表示されている住所（例：岩手県、陸前高田市、仙台市青葉区等）は、いずれも、相談票に記載されている、又は相談票の記載から類推される、**相談者の被災当時の住所地**を指す。例えば、東京都内の避難所で相談を受けた相談者が、被災時に福島県内に居住していた場合、「福島県」に分類している。

4 データの読み方について

表3は、主要都道府県別に法律相談内容がどのように異なっているのかという点を明らかにした表である。この表は**複数のクロス表を1枚に統合したもの**である。具体的には、この表は、表4・5のようなクロス表（実際には全24枚のクロス表）を1枚に統合したものである。

そのため、岩手県の列の%を合計しても、100.0%にはならない。また、「1 不動産所有権（滅失問題含む）」の行の%を合計しても100.0%にはならない。

こうした集計方法をとるのは、前述したように、法律相談1件あたりの内容分類を最大で3つまでとしているからである。

以上のように、データの読み方については十分に注意されたい。

表3 主要都道府県別にみた法律相談内容

	(%)					
	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	その他
N	4131	17229	9217	1221	404	1436
1 不動産所有権(滅失問題含む)	5.6	5.7	2.7	6.8	22.8	4.5
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	2.0	2.1	0.8	1.0	0.5	1.7
3 預金・株等の流動資産	1.0	0.6	0.2	0.1	0.2	0.3
4 不動産賃貸借(借地)	2.5	0.9	2.2	3.5	3.0	1.6
5 不動産賃貸借(借家)	5.6	21.0	8.9	12.0	15.1	9.8
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	2.1	9.2	8.2	45.2	13.4	10.6
7 境界	0.3	0.5	0.2	1.2	5.4	0.3
8 債権回収(貸金、売掛、請負等)	1.2	0.8	0.6	0.2	0.2	0.9
9 住宅・車・船等のローン、リース	11.5	8.0	8.3	1.4	4.7	4.3
10 その他の借入金返済	4.7	4.0	3.1	1.7	1.0	1.4
11 保険	7.1	5.2	2.2	2.8	8.2	3.3
12 震災関連法令	27.2	15.9	10.0	6.3	16.1	12.5
13 税金	2.0	1.7	1.3	1.0	2.7	1.6
14 新たな融資	0.7	1.1	0.3	0.9	0.2	0.5
15 離婚・親族	4.5	3.2	2.6	0.2	0.7	2.4
16 遺言・相続	25.1	12.5	4.3	2.0	7.9	17.1
17 消費者被害	0.2	0.9	0.4	4.0	1.5	0.6
18 労働問題	3.5	4.3	5.3	1.9	1.7	4.2
19 外国人	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	3.2	2.6	2.2	2.3	5.7	3.0
21 刑事	0.0	0.2	0.3	0.5	0.0	0.3
22 原子力発電所事故等	0.0	0.4	48.8	2.6	4.0	12.8
23 その他	6.7	7.5	8.6	7.7	7.7	13.6
24 震災以外	4.2	6.9	4.3	2.1	3.7	7.5

注: 網掛け部分は、主要都道府県のうちの最大値を指す。

表4 主要都道府県別にみた「1 不動産所有権(滅失問題含む)」に関する法律相談

	(%)					
	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	その他
N	4131	17229	9217	1221	404	1436
該当する	5.6	5.7	2.7	6.8	22.8	4.5
該当しない	94.4	94.3	97.3	93.2	77.2	95.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

網掛け部分を抽出し、表3の形にまとめている。

表5 主要都道府県別にみた「24 震災以外」に関する法律相談

	(%)					
	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	その他
N	4131	17229	9217	1221	404	1436
該当する	4.2	6.9	4.3	2.1	3.7	7.5
該当しない	95.8	93.1	95.7	97.9	96.3	92.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

網掛け部分を抽出し、表3の形にまとめている。

第2 報告書の構成

報告書の構成は以下のとおりである。

1 全体の分析

- ・ 法律相談内容
- ・ 相談者の被災当時の住所の分布
- ・ 相談者の被災当時の主要住所別にみた法律相談内容
- ・ 相談受付月の構成比率
- ・ 相談受付月別にみた法律相談内容
- ・ 相談者の男女比率
- ・ 男女別にみた法律相談内容
- ・ 相談者の年齢構成比率
- ・ 年代別にみた法律相談内容
- ・ 相談形態の構成比率
- ・ 相談形態別にみた法律相談内容
- ・ 相談者の居所（自宅／自宅以外）の分布
- ・ 居所別（自宅／自宅外）にみた法律相談内容

※相談者の居所とは、相談時において実際に居住している場所である。「自宅」とは、原則として被災当時と同じ住所を指す。「自宅以外」とは、相談時において、「避難所」、「親類宅」、「知人宅」、「仮設住宅」、「借り上げ住宅」などに居住している場合を指す。

2 県ごとの分析（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）

- ・ 法律相談内容
- ・ 市町村（住所）の構成比率
- ・ 主要市町村（住所）別にみた法律相談内容
- ・ 相談受付月の構成比率
- ・ 相談受付月別にみた法律相談内容
- ・ 相談受付月別にみた主な法律相談内容
- ・ 相談者の男女比率
- ・ 男女別にみた法律相談内容
- ・ 相談者の年齢構成比率
- ・ 年代別にみた法律相談内容
- ・ 相談形態の構成比率

- ・ 相談形態別にみた法律相談内容
- ・ 相談者の居所（自宅／自宅以外）の分布
- ・ 居所別（自宅／自宅外）にみた法律相談内容
※相談者の居所の定義は、前述した定義と同一である。
- ・ 主要市町村（住所）別の法律相談内容
- ・ 相談受付月別にみた法律相談内容（主要市町村別）
- ・ 年代別にみた法律相談内容（主要市町村別）
- ・ 宮城県下の避難所における法律相談結果（宮城県のみ）

3 原子力発電所事故等に関する法律相談の分析

（1）概要

第4次分析の全法律相談件数 35335 件から、「22 原子力発電所事故等」に関する法律相談（4960 件）を抽出し、その内容について分析した結果である。

地域ごと、時間ごとに相談内容が異なっている実態を明らかにすることで、今までの原子力発電所事故等への対応を振り返るだけではなく、今後の政策立案・立法措置のための基礎資料として活用できるものと考えられる。

（2）原発避難区域別の集計

本紙では、行政による福島県における原発避難区域別の集計も行っている。

表 6 は、行政による福島県における原発避難区域に該当する市町村をまとめたものである。表にある通り、いくつかの市町村は複数の原発避難区域に該当している。本紙では、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域（2011 年 9 月 30 日に解除）といった 3 つの原発避難区域のいずれの区域にも該当しない市町村であるか、少なくとも 1 つの区域に該当する市町村であるかといった視点からの集計を行っている。なぜなら、福島県における放射能汚染の状況と法律相談内容の関係を確認するためである。

（3）「22 原子力発電所事故等」に関する法律相談の内訳

「22 原子力発電所事故等」に関する法律相談を含む相談票から、1 件につき 1 つずつ、最も核となるキーワードを抜き出し（300 以上の主要キーワードが抜き出された＝小分類）、さらにそれらを、以下の①から⑭までの項目に類型化（＝大分類）する作業を実施した。なお、小分類及び大分類のいずれについても、複数の項目に分類した相談は存在しない。

表 7 は、上述した小分類と大分類の概要をまとめたものである。

表 6 福島県における原発避難区域の概要

警戒区域	計画的避難区域	緊急時避難準備区域
南相馬市	南相馬市	南相馬市
田村市		田村市
楡葉町		楡葉町
川内村		川内村
浪江町	浪江町	
葛尾村	葛尾村	
富岡町		
大熊町		
双葉町		
	川俣町	広野町
	飯舘村	

注：緊急時避難準備区域は、2011 年 9 月 30 日に解除することが決定された。

表 7 「22 原子力発電所事故等」に関する法律相談の内訳

大分類	小分類（主な例）
①損害賠償（⑧を除く）	慰謝料、生活費増加、仮払い（住民登録、世帯認定等）、失業、車両、住居、証拠保全、対象地域、避難移転費用、農業、説明会関係情報、医療費、休業損害、個人経営者、土地ほか多数
②契約関係（④及び⑤を除く）	住宅等ローン、リース、支払関係、解雇、未払給与、不動産取引、保険ほか多数
③避難生活	仮設住宅・住居・転居の支援・斡旋、生活保護、支援金（世帯認定、住民登録ほか）ペット、一時帰宅関係、介護ほか
④賃借人からの相談	家賃支払義務、地代支払義務ほか
⑤賃貸人からの相談	家賃支払請求、地代支払請求ほか
⑥放射能	子どもの保護、出荷停止ほか
⑦提言	土地の買取り政策、行政への苦情ほか
⑧風評被害（①との重複はなし）	風評被害（各種職業別に多数）
⑨各種手続	自動車（税金、廃車手続）、固定資産税、罹災証明・被災証明ほか
⑩盗難・保管責任	盗難・保管責任
⑪避難指示・警戒区域内等立入	避難指示・警戒区域内等立入（検査、被害確認、車両持出しほか）
⑫教育	義務教育、大学（授業料、転入ほか）
⑬事業継続・資産管理等	事業継続（廃業ほか）、土地（評価）ほか
⑭その他	その他

第 3 今後の課題等について

第 4 次分析により、震災直後から 2011 年 12 月頃までの弁護士による法律相談の全体像

を解明することができた。約 3 万 5000 件という膨大な被災者の声を集約・解析した報告書は、質・量ともに、過去にも現在にも他に類を見ないものである。

これらのデータは、被災者の生活再建及び被災地域の復興のための法制度改正・構築等に活用されるべきものである。

また、行政機関の防災計画、企業の業務継続計画など、危機管理対策等の策定場面において、災害直後に覚悟しなければならない様々な問題へ対応するための指針として活用されることが求められる。

さらに、被災者ひとりひとりの声からつくられた貴重なデータとそこから得られた教訓を、人類全体の記憶として後世に残し続ける責務が、法律家にはある。

2012 年 3 月

日本弁護士連合会災害復興支援委員会
幹事・情報提供部会副部会長

弁護士 岡本 正

(分析協力)
日本弁護士連合会情報統計室

研究員 小山 治